

大 産 第 561 号
令 和 6 年 12 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大台町長 大森正信

市町村名 (市町村コード)	大台町 (244443)
地域名 (地域内農業集落名)	神瀬地域 (神瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月1日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、人口97人、高齢化率は49.5%となっている。宮川沿に位置し、茶を中心に耕作がなされている。大きな課題としては後継者が無く、機械をはじめとする物価高騰が水稻耕作の経営を厳しくしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者を育成しようにもその対象者がいない。地域内の耕作者で、出来る限り耕作を継続していくが、農地の取扱選択は発生しうる。そのため企業の参入や新規就農者を積極的に受け入れ、農地の保全に繋げていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集約に向けては考え方方が様々にあるので、地域の状況・社会情勢等を鑑み、話し合いを継続していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、原則、農地中間管理機構を通じて行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内での後継者の確保は困難であるため、耕作者が不在となる前に、当地域への水稻耕作参入者の摸索や新規就農者の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農地所有者それぞれに考え方があるため、地域の状況・社会情勢等を鑑み、話し合いを継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害防護柵の設置補助金(町事業)の活用や獣友会員との連携により、対策を継続していく。

②③⑦経費節減・負担軽減のため、これらの方法を検討していく。